

東京都板橋区民間施設緑化助成要綱

- (平成17年 3月29日区長決定)
- 一部改正(平成19年 3月30日区長決定)
- 一部改正(平成21年 11月20日区長決定)
- 一部改正(平成23年 3月28日区長決定)
- 一部改正(平成25年 3月27日区長決定)
- 一部改正(平成26年 2月24日区長決定)
- 一部改正(平成30年 9月14日区長決定)
- 一部改正(令和 3年 3月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、「東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号。以下「条例」という。)」及び「板橋区緑の基本計画」に基づき、民間施設の緑化を奨励し、区民の安全で快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 植込地 樹木により修景的な植栽をした土地をいう。
- (2) 屋上緑化 建築物の屋上又は屋根のないベランダに、植栽基盤を整備して植栽をしたものをいう。
- (3) 壁面緑化 建築物の外壁部分を補助器具等を用いて緑化したものをいう。
- (4) 接道部緑化工事助成 公共の通行に供されている道路等に面した場所に植込地を整備することにより、公共性の高い緑化が図れると区長が認めたものに、区が工事費の一部又は全てを助成金として交付することをいう。
- (5) ブロック塀等の取り壊し工事助成 道路等に面した場所に植込地を整備するために、コンクリート・石等で築造された塀の取り壊しが必要になる者に対し、区が取り壊しに係る工事費の一部又は全てを助成金として交付することをいう。ただし、金属及び木製の塀は、対象外とする。
- (6) 屋上緑化工事助成及び壁面緑化工事助成 屋上緑化若しくは壁面緑化を行うことにより、都市環境の改善に役立つと区長が認めたものに、区が工事費の一部を助成金として交付することをいう。
- (7) 緑化推進地域と一般地域 条例第15条の規定により指定した地域を緑化推進地域とし、これ以外の地域を一般地域とする。

(助成対象)

第3条 この要綱に基づく助成を受けることができる者は、板橋区内に存する土地・建物の所有者又はこれらの緑化について権限を有する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、東京都及び他の地方公共団体(これらに準ずる法人を含む。)
- (2) 条例第13条の3の開発行為等を行う土地・建物を緑化しようとする者
- (3) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(業として緑化工事を行う者に限る。)

- (4) 本制度又は本制度と類似の助成制度により補助を受けた者
- (5) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (6) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(助成内容)

第4条 区長は、別表1の助成要件を満たして緑化を行う者に対し、予算の範囲内で別表2に定める基準に従い、助成金を交付することができる。

(交付申請)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、着工前に緑化工事費助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事予定箇所の現況写真
- (3) 施工計画図
- (4) 緑化助成対象工事の見積書の写し
- (5) 屋上緑化においては、緑化が建築物の安全に支障がないことを証明する書類(壁面緑化においては型式適合認定書等)
- (6) 建築物の緑化において共有持分等に施行する場合は、関係者の同意を得ていることを証明する書類
- (7) その他区長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めるときは緑化工事費助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、助成金を交付することが適当でないときは緑化工事費助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の助成金の交付決定に当たって、申請者に対し、事業効果の保全上必要な条件を付することができる。

(内容の変更及び中止)

第7条 前条第1項の規定による助成金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、助成対象工事の内容を変更しようとするときは、緑化工事費助成金変更承認申請書(別記第4号様式)により、助成対象工事を中止しようとするときは、緑化工事費助成中止承認申請書(別記第5号様式)により、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象の範囲内の変更と認めるときは緑化工事費助成金交付決定変更通知書(別記第6号様式)により、助成対象工事の中止については緑化工事費助成中止承認通知書(別記第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(工事完了届)

第 8 条 交付決定者は、当該助成対象工事が完了したときは、緑化工事完了届 (別記第 8 号様式) に次に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 工事完了図
- (2) 工事完了写真
- (3) 緑化助成対象工事の領収書の写し

(助成金の額の確定)

第 9 条 区長は、前条の届出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、緑化工事費助成金確定通知書 (別記第 9 号様式) により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 10 条 前条の規定により助成金確定通知書を受けた者は、緑化工事費助成金交付請求書 (別記第 10 号様式) により区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は前項の請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第 11 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成事業工事以外に使用したとき。
- (3) 第 7 条第 1 項の規定による変更申請が助成対象の範囲外の変更であると判明したとき。
- (4) 前 3 号のほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 区長が適正な助成でない判断したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者にその旨を緑化工事費助成金交付決定取消通知書 (別記第 11 号様式) により通知するものとする。

(助成を受けた者の義務)

第 12 条 この助成を受けて緑化整備を行った者は、当該植栽を適正に維持管理し、みだりに伐採又は移植してはならない。ただし、都市計画事業その他法律又は条例に基づき行うものについては、この限りではない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は、土木部長が定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する別表1については、平成19年4月1日から平成22年3月31日までは別表1の1を、平成22年4月1日以降は別表1の2を適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する別表1については、平成25年3月31日までは別表1の1を、平成25年4月1日以降は別表1の2を適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成30年10月16日から施行する。
- 2 第4条に規定する別表のうち別表1の2及び別表2の2については、この要綱の施行の日から平成33年3月31日までの間に第9条の規定による助成金の額の確定通知がされるものに限って適用する。

付則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、前項の規定による施行の日以後に受理した申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

<p>助 成 要 件</p>	<p>(1) 永続的な緑化を図るための資材や、これにかかる工事費を助成対象とする。</p> <p>(2) 緑化工事の助成箇所が、土地、建築物関連の法令等に違反していないこと。</p> <p>(3) 法令等により緑化が義務付けられている敷地に係る申請は、義務付けられた部分を超えた部分とすること。</p> <p>(4) 接道部緑化工事助成の箇所は、公道又は一般の通行の用に供されている私道等に面していること。</p> <p>(5) 接道部緑化工事助成の箇所は、道路等より概ね 3 m 以内の範囲内で、道路等より容易に見通すことができること。</p> <p>(6) 接道部緑化工事助成の最低規模は、緑被面積の合計が 5 m²以上であること。緑被面積は高木 1 本当たり 4 m²、中木 1 本当たり 1 m²、低木 1 株当たり 0.4 m²とする。高木とは高さ 3 m 以上、中木は高さ 1 m 以上 3 m 未満、低木は高さ 30 cm 以上 1 m 未満の樹木とし、生垣は中木を葉が触れ合う程度に列植したものとする。</p> <p>(7) ブロック塀等の取り壊し工事助成は、塀の取り壊し直後に緑化できる場合に限るものとし、建築物の改築を工事期間に挟むものは助成しない。</p> <p>(8) 屋上緑化工事助成は、建築敷地の平均地盤面より、2 m 以上高い場所に設置されるものを対象とし、最低面積は 4 m²以上とする。</p> <p>(9) 壁面緑化工事助成は、補助器具等を高さ 2 m 以上設置するものを対象とし、最低面積は 2 m²以上とする。</p> <p>助成要件は「一般地域」「緑化推進地域」共に共通である。</p>
----------------------------	--

別表 2 (第 4 条関係)

助成の種類	助成金の交付額
<p>接道部緑化 工事助成</p>	<p>「一般地域」 (1) 当該植栽工事費の 5 割以内を助成する。ただし、高木 1 本当たり 25,000 円以下、中木 1 本当たり 4,500 円以下、低木 1 株当たり 500 円以下、生垣 1 m 当たり 12,000 円以下とする。</p> <p>「緑化推進地域」 (2) 当該植栽工事費の 7 割以内を助成する。ただし、高木 1 本当たり 35,000 円以下、中木 1 本当たり 6,300 円以下、低木 1 株当たり 700 円以下、生垣 1 m 当たり 16,800 円以下とする。</p> <p>「交付額」 (3) 交付額は総額 50 万円以下とし、1,000 円未満は切り捨てとする。</p>
<p>ブロック塀 等の取り壊し 工事助成</p>	<p>「一般地域」 (1) 当該工事費の 5 割以内を助成する。ただし、1 m² 当たり 4,000 円以下とする。また、区から改善指導を受けているブロック塀等については当該工事費の 7 割以内を助成する。ただし、1 m² 当たり 5,600 円以下とする。</p> <p>「緑化推進地域」 (2) 当該工事費の 7 割以内を助成する。ただし、1 m² 当たり 5,600 円以下とする。また、区から改善指導を受けているブロック塀等についても同様とする。</p> <p>「交付額」 (3) 助成金額の計算にあたっては、接道部緑化工事助成する箇所の取り壊される地上部のみを対象とする。 (4) 交付額は、緑化工事助成額と合算して総額 50 万円以下とし、1,000 円未満は切り捨てとする。</p>
<p>屋上緑化 工事助成</p>	<p>「一般地域」及び「緑化推進地域」 (1) 屋上緑化の植栽基盤及び植栽工事費の 5 割以内を助成する。ただし、屋上緑化の整備面積 1 m² 当たり 10,000 円以下とする</p> <p>「交付額」 (2) 交付額は総額 40 万円以下とし、1,000 円未満は切り捨てとする。</p>
<p>壁面緑化 工事助成</p>	<p>「一般地域」及び「緑化推進地域」 (1) 壁面緑化の補助器具等及び植栽工事費(一年生植物は対象外)の 5 割以内を助成する。ただし、補助器具等の整備面積 1 m² 当たり 5,000 円以下とする。</p> <p>「交付額」 (2) 交付額は総額 40 万円以下とし、1,000 円未満は切り捨てとする。</p>

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

緑化工事費助成金交付申請書

東京都板橋区民間施設緑化助成要綱 第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 施行場所

板橋区

丁目

番

号

2 施行場所の所有者

住 所

氏 名

3 緑化整備数量

接道部緑化助成

高木 本、中木

本、低木

株、生垣

m

ブロック塀取り壊し助成

m²

屋上緑化助成

m²

壁面緑化助成

m²

4 助成金交付申請額

円

5 工事予定期間

年

月

日

～

年

月

日

6 添付書類

(1) 案内図

(2) 工事予定箇所の現況写真

(3) 施工計画図

(4) 緑化助成対象工事の見積書の写し

(5) 建築物の緑化においては、緑化が建築物の安全に支障がないことを証明する書類

(6) 建築物の緑化において共有持分等に施行する場合は、関係者の同意を得ていることを証明する書類

(7) その他区長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

緑化工事費助成金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のあった緑化工事費助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 施行場所 板橋区 丁目 番 号
- 3 交付条件

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

緑化工事費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のあった緑化工事費助成金の交付について、下記の理由により交付できないので通知します。

記

- 1 施行場所 板橋区 丁目 番 号
- 2 理由

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

緑化工事費助成金変更承認申請書

年 月 日付け 事 案 番 号 により、交付決定を受けた緑化工事を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施行場所

板橋区

丁目

番

号

2 施工場所の所有者

住 所

氏 名

3 緑化整備数量

接道部緑化助成

高木 本、中木

本、低木

株、生垣

m

ブロック塀取り壊し助成

m²

屋上緑化助成

m²

壁面緑化助成

m²

4 助成金交付申請額

円

5 工事予定期間

年

月

日

~

年

月

日

6 添付書類

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

緑化工事費助成中止承認申請書

年 月 日付け 事 案 番 号 により、交付決定を受けた緑化工事を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施行場所 板橋区 丁目 番 号
- 2 中止理由

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

緑化工事費助成金交付決定変更通知書

年 月 日付け 事案番号 により、交付決定した緑化工事費助成金の交付について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更後助成金交付決定額 円
- 2 施行場所 板橋区 丁目 番 号
- 3 交付条件
年 月 日付け 第 号の交付条件のとおり

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

緑化工事費助成中止承認通知書

年 月 日付け 事 案 番 号 により、交付決定した緑化工事費助成金の交付について、下記のとおり中止を決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 施行場所 板橋区 丁目 番 号
- 3 中止決定理由

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

緑化工事完了届

年 月 日付け 事 案 番 号 により、交付決定を受けた緑化工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施行場所 板橋区 丁目 番 号

2 緑化整備数量

接道部緑化助成

高木 本、中木 本、低木 株、生垣 m

ブロック塀取り壊し助成 m²

屋上緑化助成 m²

壁面緑化助成 m²

3 助成金交付決定額 円

4 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 施工業者 住所
業者名

6 添付書類

- (1) 工事完了図
- (2) 工事完了写真
- (3) 緑化助成対象工事の領収書の写し

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

緑化工事費助成金確定通知書

年 月 日付け 事 案 番 号 により、交付決定した緑化工
事費助成金は、下記のとおり助成金額を確定したので通知します。

記

1 助成確定金額

円

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

住 所

氏 名

電話番号

緑化工事費助成金交付請求書

年 月 日付け 事 案 番 号 により、助成金確定通知を受けたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

緑化工事費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 事案番号 により、交付決定した緑化工事費助成金の交付について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消内容 交付決定の 全部 ・ 一部
- 2 取消後助成金交付決定額 円
- 3 施行場所 板橋区 丁目 番 号
- 4 取消理由